

日進市共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市が発注する建設工事のうち大規模かつ技術的難度の高い工事において、工事の特性に着目して結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 共同企業体を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められるもの及び優良な中小企業者の経営力の強化を図るために必要と認められるもののうち、次の各号に掲げる設計金額以上のものとする。

- (1) 土木工事 1億円
- (2) 建築工事 2億円
- (3) 設備工事 1億円

2 前項の規定にかかわらず、社会情勢、工事の性質等により共同企業体により施工することが適切と認められるものを対象工事とすることができる。

3 前2項の対象工事は、市長が必要と認めたものに限るものとする。

(構成員の要件等)

第3条 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とする。

2 共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 日進市における入札参加資格を有していること。
- (2) 発注する工事に対応する許可業種について、許可を有しての営業年数が現在まで継続して3年以上であること。
- (3) 当該工事と同種の工事について、元請業者として一定の実績を有すること。
- (4) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (5) 発注する工事一件につき、2以上の共同企業体構成員でないこと。

(出資比率)

第4条 構成員の出資比率は、次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合を下回ってはいないこと。

- (1) 2社の場合 10分の3
- (2) 3社の場合 10分の1

2 代表者となる構成員は、構成員中最も大きい施工能力を有するものとし、その出資比率は、構成員中のうち最大としなければならない。

(結成方法)

第5条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(意見聴取)

第6条 市長は、対象工事に共同企業体を活用しようとするときは、その活用の適否について、必要に応じ日進市契約審査委員会の意見を聞くものとする。

(資格審査等)

第7条 市長は、共同企業体を活用することが決定された場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 資格審査申請書の添付書類
 - ア 特定建設工事共同企業体協定書
 - イ 共同企業体結成の権限を支店長等に委任する場合は委任状
- (6) 共同企業体の構成、結成方法、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 共同企業体に参加を希望する有資格者は、前項の公示によって定められたところにより、特定建設工事共同企業体工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）、特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式）、使用印鑑届（第3号様式）及び委任状（第4号様式）により申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けた共同企業体について、第3条の規定に適合する者を当該工事の入札に参加する資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

日進市長 様

企業体名称
(代表者)住 所
商号又は名称
氏 名

1. 特定建設工事共同企業体名称

ふりがな	
共同企業体名称	

2. 構 成 員

代 表 構 成 員	住 所 商号又は名称 氏 名	
-----------------------	----------------------	--

第 2 構 成 員	住 所 商号又は名称 氏 名	
-----------------------	----------------------	--

第 3 構 成 員	住 所 商号又は名称 氏 名	
-----------------------	----------------------	--

上記の構成員をもって、次の工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書類及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

※ 代表者・構成員欄において、支店長等に申請権限を委任してある場合は、当該支店等の名称、支店等の代表者職氏名を記入すること。2者による共同企業体の場合は、第3構成員の枠に斜線をひくこと。

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、
工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、
特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、
年月日に成立し、その存続期間は入札の結果落札した場合は、当該工事が完了し、この企業体の精算が行われるまでとし、その他の場合は当該工事の入札終了時までとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所 商号又は名称
氏名
住所 商号又は名称
氏名
住所 商号又は名称
氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次によるものとする。

代表者(代表) %

構成員(第2) %

構成員(第3) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、工事の竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

と と は、上記のとおり 特定建

設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 住 所

商号又は名称

氏 名 印

第 2 構成員 住 所

商号又は名称

氏 名 印

第 3 構成員 住 所

商号又は名称

氏 名 印

* 3 者による共同企業の場合に使用する。

特定建設工事共同企業体協定書

（目 的）

第1条 当共同企業体は、 工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名 称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は入札の結果落札した場合は、当該工事が完了し、この企業体の精算が行われるまでとし、その他の場合は当該工事の入札終了時までとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする

住 所 <small>商号又は名称</small> 氏 名
住 所 <small>商号又は名称</small> 氏 名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次によるものとする。

代表者(代表) %

構成員(第2) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、工事の竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

と

は、上記のとおり

特定建設工事共同企業体協

定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 住 所

商号又は名称

氏 名

印

第 2 構成員 住 所

商号又は名称

氏 名

印

* 2 社による共同企業体の場合に使用すること。

使 用 印 鑑 届

年 月 日

代表者名

住 所

商号又は名称

氏 名

社 印

代表者印

上記の印鑑は、
のために使用しますからお届けします。

工事の入札及び契約の締結

1. 特定建設工事共同企業体

名 称

2. 構 成 員

代表 構 成 員	住 所 <small>商号又は名称</small> 氏 名 印
第 2 構 成 員	住 所 <small>商号又は名称</small> 氏 名 印
第 3 構 成 員	住 所 <small>商号又は名称</small> 氏 名 印

- ※ 1. 代表者名称・構成員欄において、支店等で契約する場合は、当該支店等の名称、支店等の代表者職氏名を記入すること。2者による共同企業体の場合は、第3構成員の枠に斜線をひくこと。
2. 書面による契約の締結の際に使用するものとする。

委 任 状

年 月 日

日進市長 様

委任者(第2構成員)

住 所

商号又は名称

氏 名

印

委任者(第3構成員)

住 所

商号又は名称

氏 名

印

私は日進市における、

工事の

特定建設工事共同企業体の入札参加者に際しては、下記の者を代理人と定め、

入札、見積及び契約締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者(代表者)

住 所

商号又は名称

氏 名